破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第７９号
富山市山室266番地11、申立時の住所富山県滑川市北野1205番地10
破産者　山田　智昭
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１２６号
愛知県岩倉市東新町下境52番地　岩倉団地49棟204号
破産者　馬渕一代司
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２８号
奈良県磯城郡三宅町大字伴堂722番地の13、開始決定時の住所奈良県磯城郡三宅町大字伴堂726番地の７
破産者　梅津　真一
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３１２号
奈良県大和高田市日之出西本町１番８号
破産者　加藤　敏勝
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第１５４５号
仙台市泉区南光台１丁目17番６号
破産者　漆畑　英司
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９２９号
仙台市青葉区台原１丁目２番13―201号
破産者　菊地　智子
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９４５号
仙台市太白区茂庭字人来田西41番地の15
破産者　川村　功治
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３４号
宮城県多賀城市新田字堀西38番地の３　メープルＩＢ号
破産者　砂金　克昭
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２１号
茨城県下妻市北大宝313番地
破産者　大塚きぬい
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第６８号
埼玉県行田市行田９番30号
破産者　海藏　崇宏
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１０１号
埼玉県所沢市大字上新井376番地の１　エステート５―205
破産者　綿谷　世裕
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１０２号
埼玉県所沢市大字上新井376番地の１　エステート５―205
破産者　綿谷　悦子
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２６７号
埼玉県熊谷市成沢401番地
破産者　關口絵里子
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第８７号
富山市婦中町萩島412番地、住民票上の住所富山県高岡市古定塚６番２号
破産者　花処やまぶきこと　山岸　義伸
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７６号
富山市水橋辻ヶ堂2125番地２
破産者　藤塚　敦雄
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３０７６号
愛知県春日井市朝宮町２丁目９番地１　カーサ・朝宮402号、開始決定時の住所愛知県春日井市稲口町３丁目12番地４
破産者　久野由美子
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６５０号
名古屋市西区庄内通４丁目15番地の１　ヴィラカレッジウエスト201号
破産者　中嶋　禮司
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８５０号
名古屋市守山区八反10番10号　新世ハイツ201号
破産者　宮本　弘一
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５００号
名古屋市千種区徳川山町４丁目１―７　愛知県立城山病院東上病棟内、住民票上の住所名古屋市名東区梅森坂１丁目2201番地　ミッショナリー桂・梅森坂406号
破産者　稲垣　美行
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部